

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立しらさぎ中学校の設置に伴い、同校の管理運営その他の基本的事項を定める等の必要がある。
- 3 関係法令
　　徳島県立学校設置条例
　　　(昭和三十九年三月二十一日徳島県条例第五十五号)
　　徳島県立学校使用料、手数料徴収条例
　　　(昭和二十三年徳島県条例第十三号)
　　学校教育法施行規則
　　　(昭和二十二年文部省令第十一号)

条例等立案表

題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則	課(室)名 教育創生課	担当者名 敏内純一郎	電話番号 三一八二二
提案理由 徳島県立しらさぎ中学校の設置に伴い、同校の管理運営その他の基本的事項を定める等の必要がある。			
あらまし 一 徳島県立しらさぎ中学校においては、学校教育法施行規則の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとした。 二 徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者を定めるとした。 三 徳島県立しらさぎ中学校における入学者の決定方法を定めるとした。 四 徳島県立しらさぎ中学校に係る入学の時期、休学、再入学及び出席停止に関する規定を整備することとした。 五 その他所要の整理を行うこととした。 六 この規則は、徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。			
予算上の措置			
関係法規 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和二年徳島県条例第二十号） 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和二年徳島県条例第十一号） 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第十八号）	考	備	
法令審査会 要	・ 否		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 柳 浩 一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の四を第九条の五とする。

第九条の三第一項中「（昭和二十一年文部省令第十一号）」を削り、同条を第九条の四とする。

第九条の二を第九条の二とし、第九条の次に次の二条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第九条の二 夜間において教育を行う徳島県立しらさぎ中学校においては、前条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとする。

第二十二条第一項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校及び高等学校」に改める。

第二十二条の一第一項中「入学できる」を「入学することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者は、前項の規定にかかわらず、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかつた者又は不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていないまま中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者のうち再度中学校に入学することが適当であると校長が認める者とする。

第二十二条の二の見出し中「選抜」を「選抜等」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「第九条の三第一項」を「第九条の四第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二条を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。

第二十四条の一第一項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第二十七条第一項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒（学齢を経過した者に限る。第三十六条第一項において同じ。）並びに高等学校」に改める。

第二十九条中「中学校」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）」を、「二年以内に」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校にあつては、校長が認める期間内に）」を加える。

第二十六条第二項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒又は高等学校」に
「後期課程又は」を「後期課程若しくは」に改める。

別表第六中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

別表第七中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和二年
徳島県条例第 号）の施行の日から施行する。

（徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正）

2 徳島県立高等学校通信教育規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号）の一部
を次のように改正する。

第九条中「第二十三条の一第一項」を「第二十三条の一第二項」に改める。

改 正 案	現 行
<p>(教育課程)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 徳島県立中学校（以下「中学校」という。）及び中等教育学校の前期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科、特別の教科である道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(夜間中学の教育課程)</p> <p>第九条の二 夜間ににおいて教育を行う徳島県立しゃくぎ中学校においては、前条第一項の規定にかかるらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとする。</p> <p>第九条の三 (略)</p> <p>(連携型中高一貫教育の教育課程)</p> <p>第九条の四 別表第七の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条の五 (略)</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第二十三条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、通信制の課程においてはこの限りではない。</p> <p>2 徳島県立しゃくぎ中学校及び高等学校の定時制の課程において、特別の事情がある者については、前項本文の規定を適用しないことができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第二十三条の二 中学校及び中等教育学校に入学することができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校の課程又は義務教育学校の前期課程を修了し、当該修了の日から一年をこえる期間を経過しない者と</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 徳島県立中学校（以下「中学校」という。）及び中等教育学校の前期課程の教育課程に係る指導計画は、学習指導要領の基準に従い、少なくとも各教科、特別の教科である道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の時間配当並びに計画の編成方針を含むものでなければならない。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>(連携型中高一貫教育の教育課程)</p> <p>第九条の三 別表第七の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条の四 (略)</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第二十三条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、通信制の課程においてはこの限りではない。</p> <p>2 高等学校の定時制の課程において、特別の事情がある者については、前項本文の規定を適用しないことができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第二十三条の二 中学校及び中等教育学校に入学することができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校の課程又は義務教育学校の前期課程を修了し、当該修了の日から一年をこえる期間を経過しない者と</p>

	する。
2	徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者は、前項の規定にかかるらず、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかつた者又は不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていないままで中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学校部を卒業した者のうち再度中学校に入学することが適当であると校長が認める者とする。
3	(略)
4	高等学校の専攻科及び特別支援学校の高等部の専攻科に入学することができる者は、前項の規定にかかるらず、高等学校若しくはこれに準する学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者とする。
	(入学者の選抜等)
第二十三条の三	中学校及び中等教育学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための適性検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。
2	徳島県立しらさぎ中学校の入学は、前項の規定にかかるらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。
3・4	(略)
5	第二項の入学者の選抜に当たり、調査書は、特別の事情のあるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。
6	併設型高等学校においては、第三項の規定にかかるらず、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学の選抜を行わないものとする。
7	連携型高等学校における入学者の選抜は、第三項の規定にかかるらず、第九条の四第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
8	第一項及び第三項の規定によつて、生徒の入学を許可した場合には、校長はその状況を速やかに委員会に報告しなければならない。
9	(略)
	(編入学)
	する。
	(新設)
2	(略)
3	高等学校の専攻科及び特別支援学校の高等部の専攻科に入学できる者は、前項の規定にかかるらず、高等学校若しくはこれに準する学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者とする。
	(入学者の選抜)
第二十三条の三	中学校及び中等教育学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための適性検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。
	(新設)
2・3	(略)
4	第一項の入学者の選抜に当たり、調査書は、特別の事情のあるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。
5	併設型高等学校においては、第一項の規定にかかるらず、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学の選抜を行わないものとする。
6	連携型高等学校における入学者の選抜は、第一項の規定にかかるらず、第九条の三第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
7	第一項及び第一項の規定によつて、生徒の入学を許可した場合には、校長はその状況を速やかに委員会に報告しなければならない。
8	(略)
	(編入学)

	第二十四条の二 (略)	第二十四条の二 (略)
2	(略)	2 (略)
3	第二十三条の二 (第六項及び第七項を除く。) の規定は、第一項の入学に準用する。	第二十三条の二 (第五項及び第六項を除く。) の規定は、第一項の入学に準用する。
	(休学及び復学)	(休学及び復学)
第二十七条	徳島県立しらさぎ中学校の生徒 (学齢を経過した者に限る。第三十六条第一項において同じ。) 並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上校長に休学を願い出ることができる。	高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上校長に休学を願い出ることができる。
2 ～ 4	(略)	2 ～ 4 (略)
	(再入学)	(再入学)
第二十九条	前条によつて退学した者 (中学校 (徳島県立しらさぎ中学校を除く。) 及び中等教育学校の前期課程を退学した者を除く。) が、一年以内に (徳島県立しらさぎ中学校にあつては、校長が認める期間内に) 再入学を願い出たときは、校長は、原学年以下に入学を許可することができる。	前条によつて退学した者 (中学校 (徳島県立しらさぎ中学校を除く。) 及び中等教育学校の前期課程を退学した者を除く。) が、一年以内に (徳島県立しらさぎ中学校にあつては、校長が認める期間内に) 再入学を願い出たときは、校長は、原学年以下に入学を許可することができる。
	(出席停止)	(出席停止)
第三十六条	(略)	第三十六条 (略)
2	前項の規定により出席を停止させようとするときは、校長は、その理由及び期間を明らかにして、生徒 (徳島県立しらさぎ中学校の生徒又は高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部の生徒を除く。) 、児童又は幼児にあつてはその保護者に、徳島県立しらさぎ中学校の生徒又は高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の高等部の生徒にあつては当該生徒にこれを指示しなければならない。	前項の規定により出席を停止させようとするときは、校長は、その理由及び期間を明らかにして、生徒 (高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒を除く。) 、児童又は幼児にあつてはその保護者に、 (高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒にあつては当該生徒にこれを指示しなければならない。
3	(略)	3 (略)
	別表第六 (第九条の二関係) (略)	別表第六 (第九条の一関係) (略)
	別表第七 (第九条の四関係) (略)	別表第七 (第九条の三関係) (略)

徳島県立高等学校通信教育規則 (昭和三十二年徳島県教育委員会規則第四号) 新旧対照表 (附則第一項関係)

(入学)	(入学)
第九条 入学資格は、県立学校規則第一十三条の一第一項に定めるところによる。ただし、現に高等学校	第九条 入学資格は、県立学校規則第一十三条の一第一項に定めるところによる。ただし、現に高等学校

の全日制の課程及び中等教育学校の後期課程に在学している者は、入学することはできない。

の全日制の課程及び中等教育学校の後期課程に在学している者は、入学することはできない。

徳島県立学校規則の一部改正について

教育創生課

1 改正の理由

令和3年4月に開校される徳島県立しらさぎ中学校は、義務教育未修了者や外国籍の者、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者などへの就学機会の提供を目的としている。このため、広く入学者の募集を行い、入学資格に照らし、個別面接等の入学相談を実施して入学者を決定することができるよう、規定を設ける必要がある。また、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるようとする等、同校の管理運営その他の基本的事項を定める等の必要がある。

2 改正の概要

(1) 徳島県立学校規則の一部改正（本則）

- ① 徳島県立しらさぎ中学校においては、学校教育法施行規則の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとする。（第9条の2関係）
- ② 徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者は義務教育未修了者又は再入学することが適当であると校長が認める既卒者とする。（第23条の2第2項関係）
- ③ 徳島県立しらさぎ中学校における入学者の決定方法を定める。（第23条の3第2項関係）
- ④ 徳島県立しらさぎ中学校に係る入学の時期、休学、再入学及び出席停止に関する規定を整備する。（第23条、第27条第1項、第29条、第36条第2項関係）
- ⑤ その他所要の整理を行う。

(2) 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正（附則第2項関係）

徳島県立学校規則の一部改正に伴い、引用条項がずれるため、所要の改正を行う。

3 施行期日

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年徳島県条例第●●号）の施行の日